

平成 26 年 11 月 15 日改定

公益社団法人日本理学療法士協会
東海北陸ブロック理学療法士協議会
規約・細則

公益社団法人 日本理学療法士協会
東海北陸ブロック理学療法士協議会

東海北陸ブロック理学療法士協議会

規 約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は公益社団法人日本理学療法士協会東海北陸ブロック理学療法士協議会という。

(組織)

第2条 本会は、公益社団法人日本理学療法士協会定款細則IXによる東海北陸ブロック（愛知，静岡，石川，岐阜，福井，富山，三重）の理学療法士会を以って構成する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は代表理事が指定する施設もしくは士会事務局に置く。

2 自宅会員が代表理事になった場合はその指定する施設に置く。

(目的)

第4条 本会は理学療法士の人格，倫理および学術技能を研鑽し，理学療法の普及向上を図ると共に，東海北陸ブロック理学療法士会の相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 理学療法の向上と発展に関する事項
- (2) 学術大会等の開催に関する事項
- (3) 各士会の情報交換に関する事項
- (4) 理学療法士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事項
- (5) その他，本会の目的を達成するために必要な事項

第二章 役員

(種別)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理 事 7名（うち代表理事1名，副代表理事1名）
- (2) 事務局長 1名
- (3) 監 事 2名

(選出)

第7条 理事は第2条にあげる理学療法士会の会長をあてる。

- 2 代表理事及び副代表理事は理事の中から互選する。
- 3 代表理事は公益社団法人日本理学療法士協会東海北陸ブロック代表会長を兼ねる。
- 4 理事の推薦を受けて選出する。

(職責)

第8条 役員は次の職務を行う。

- (1) 理事は各県理学療法士会を代表し理事会に出席する。
- (2) 代表理事は本会を代表し職務を統括する。
- (3) 代表理事は社団法人日本理学療法士協会との連絡調整にあたりとともに協会が主催する会議に出席する。
- (4) 副代表理事は代表理事を補佐する。
- (5) 監事は事業及び会計監査を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は次の通りとする。

- (1) 理事は第2条にあげる理学療法士会会長の任期とする。
- (2) 代表理事、副代表理事及び監事の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- (3) 代表理事が第2条にあげる理学療法士会会長を交替した時には、副代表理事によって残任期間の職務を行う。

(解任)

第10条 役員がその地位に相応しくない行為を行った場合、理事会の議決により解任することができる。

(相談役)

第11条 本会に相談役をおくことができる。

- 2 相談役は、代表理事が推薦し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 相談役は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 任期は役員に準ずる。

第三章 会議

(種別)

第12条 会議は理事会及びその他の会議とする。

- 2 理事会は定期理事会および臨時理事会とする。
- 3 その他の会議は理事会において第5条の事業執行上必要と認めた場合に開催する。

(構成)

第13条 理事会は第6条の役員を以って構成する。

- 2 必要により代表理事の判断で理事以外の出席を認めることができる。
- 3 理事が出席できない場合は代表をもって出席することができる。

(機能)

第 14 条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 収支予算の決定
- (4) 収支決算の承認
- (5) その他、本会の運営に関する事項

(召集)

第 15 条 理事会は代表理事が召集する。

2 臨時理事会は、その必要性を認めたとときに召集する。

3 会議を召集するには会議を構成する役員に対し、会議の目的、内容、日時、場所を示し、10 日以前に文書をもって通知しなければならない。

(開催)

第 16 条 定期理事会は毎年 2 回とし、原則として東海北陸理学療法学会大会会期中及び年度末に開催する。

2 臨時理事会は第 15 条により開催する。

(議長)

第 17 条 理事会の議長は代表理事が行う。

(旅費)

第 18 条 旅費は細則により別に定める。

第四章 学術大会

(種別)

第 19 条 規約第 5 条により本会に学術大会を置く。

(名称・目的)

第 20 条 学術大会の名称を東海北陸理学療法学会(以下学術大会という)と称する。

2 学術大会は東海北陸ブロック理学療法士会々員の学術技能を研鑽し、理学療法の普及向上を図る。

(開催)

第 21 条 学術大会は毎年 1 回開催する。

2 学術大会開催の担当は東海北陸ブロックの各理学療法士会の輪番制(愛知、静岡、石川、岐阜、福井、富山、三重)とする。

平成 25 年度より次のように変更する。

(愛知、静岡、石川、岐阜、福井、三重、富山)

但し、他の事業と重なった場合は事前に理事会に計り交替することができる。

(役員)

第 22 条 学術大会長(以下大会長という)は担当士会より選出し、理事会の承認を得る。

2 準備委員長は大会長が任命する。

(職責)

第 23 条 大会長は学術大会を統轄する。

2 大会長は理事会に出席して意見を述べることができる。

3 大会長又は準備委員長は理事会に出席して準備経過及び事業決算報告をしなければならない。

(援助金)

第 24 条 学術大会には開催年度の公益社団法人日本理学療法士協会ブロック援助金より事務局運営費を差し引いた金額をあてる。

2 学術大会には各士会よりの拠出した拠出金をあてる。

(演題)

第 25 条 発表演題については公募し、その採否については大会長に一任する。

(学術大会誌)

第 26 条 大会長は学術大会誌を発行する。

2 学術大会誌は原則として会員に送付する。

(参加費)

第 27 条 参加費については開催士会に委任する。

(細則)

第 28 条 前各号に定めるものの他、学術大会に関して必要な事項は理事会の決議を経て別にこれを定める。

第五章 資産および会計

(資産)

第 29 条 本会の資産は次のとおりとする。

(1) 協会からのブロック援助金

(2) 各士会からの拠出金

(3) その他

(会計年度)

第 30 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第六章 規約の改正

第 31 条 この規約は理事会において理事 5 名以上の同意を得なければ改正することはできない。尚欠席理事についてはあらかじめ代表理事がその賛否を確認しておく。

なければならない。

第七章 雑則

第 32 条 本規約に定めないものについては、公益社団法人日本理学療法士協会定款を準用する。

- 附則
1. 本規約は、平成 6 年 12 月 1 日より施行する。
 2. 本規約は、平成 10 年 11 月 14 日一部改正により施行する。
(学会に関する項、規約の改正に関する項)
 3. 本規約は、平成 13 年 5 月 23 日一部改正により施行する。
(学会に関する項)
 4. 本規約は、平成 14 年 11 月 9 日一部改正により施行する。
(総則に関する項)、(役員に関する項)、(会議に関する項)、(学会に関する項)
(資産および会計に関する項)、(規約の改正に関する項)
 5. 本規約は、平成 17 年 11 月 12 日一部改正により施行する。
(事務所に関する項)、(役員の種別に関する項)
 6. 本規約は、平成 20 年 4 月 1 日一部改正により施行する。
(総則：事業に関する項)、(役員：選出、職責、任期に関する項)、(会議：種別、構成、開催に関する項)、(学術大会：種別、名称・目的、職責、学術大会誌、参加費、細則に関する項)、(資産および会計：資産、会計年度に関する項)、
(規約の改正に関する項)、(雑則に関する項)
 7. 本規約は、平成 21 年 2 月 15 日一部改正により施行する。
(役員：種別、選出、職責、任期に関する項)
 8. 本規約は、平成 23 年 10 月 29 日一部改正により施行する。
(学術大会：構成に関する項)

東海北陸ブロック理学療法士協議会

細 則

1 運営費に関する項

この細則は規約第 27 条に定めることによる。

1. 運営費は以下のもので構成する。

協会からのブロック援助金

関係団体からの協賛金

2 会議に関する項

この細則は、規約第 5 条および第 12 条に定めることによる。

1. 各県士会間の生涯学習に関する情報交換等を行うために生涯学習担当者会議を開催する。

(1) 生涯学習担当者会議は、各県士会学術担当者 2 名(生涯学習担当者 1 名を含む)および代表理事をもって構成する。

(2) 生涯学習担当者会議は、代表理事が召集し、東海北陸理学療法学会開催県の生涯学習担当者が運営する。

(3) 生涯学習担当者会議は、原則として東海北陸理学療法学会会期中に開催し、会議に要する食事代等は協議会より支出する。

2. 各県士会間の公益事業(保健福祉事業)等に関する情報交換等を行うために公益事業(保健福祉)担当者会議を開催する。

(1) 公益事業(保健福祉)担当者会議は、各県士会公益事業(保健福祉)担当者 1～2 名、および代表理事をもって構成する。

(2) 公益事業(保健福祉)担当者会議は、代表理事が召集し、東海北陸理学療法学会開催県の公益事業(保健福祉)が運営する。

(3) 公益事業担当者会議は、原則として東海北陸理学療法学会会期中に開催し、会議に要する費用等は協議会より支出する。

3. 各県士会間の災害対策に関する情報交換を行うために災害対策担当者会議を開催する。

(1) 災害対策担当者会議は、各県士会災害対策担当者 1～2 名、および代表理事をもって構成する。

(2) 災害対策担当者会議は、代表理事が召集し、東海北陸理学療法学会開催県の災害対策担当者が運営する。

(3) 災害対策担当者会議は、原則として東海北陸理学療法学会会期中に開催し、会議に要する費用等は協議会より支出する。

3 旅費に関する項

この細則は、代表理事の命により本会の用務により旅行する理事等に対して支給する旅費等手当について必要な事項を定めることによる。

1. 旅費の種類は、鉄道賃、車賃、および宿泊料を含む旅費等手当とする。
2. 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。
 - (1) 理事会出席者には、路程距離分の往復普通乗車券及び特別急行券相当の旅費を支給する。但し、理事会開催県内勤務者には1,000円の旅費を支給する。
 - (2) 学術大会会期中に開催する理事会出席者については、旅費は支給せず宿泊費10,000円を支給する。
 - (3) ブロック代表会長会議に出席する理事には宿泊費として10,000円を支給する。

4 拠出金に関する項

この細則は規約第24条および第29条に定めることによる。

1. 各士会は学術大会の運営補助費として、以下を拠出することとする。
2. 会員一人当たり100円（平成27年度より200円）とし、各士会の前年度12月末時点の会員数分を拠出する。
3. 各士会は当該年度の8月末までに協議会へ振り込むこととする。
4. 協議会は学術大会担当士会へ一括送金する。
5. 平成27年度に見直しを行うこととする。

5 附則

1. この細則は、平成16年10月31日一部改正により施行する。
（会議に関する項）
2. この細則は、平成24年4月1日一部改正により施行する。
（拠出金に関する項）
3. この細則は、平成26年11月15日一部改正により施行する。
（会議に関する項）

東海北陸理学療法学会における表彰規程

(目的)

第1条 この規定は、東海北陸ブロック理学療法士会員の優秀な理学療法業績を報せるとともに、優秀な会員の育成と、学術活動の活性化を目的として、必要な事項を定めるものとする。

(種類と対象)

第2条 表彰の種類と対象は以下のものとする。

(1) 学術大会長賞：発表演題の筆頭者である会員。

(褒章)

第3条 褒賞として、筆頭者に賞状ならびに記念品を授与する。

(推薦数と基準)

第4条 推薦数とその基準は以下の通りとする。

(1) 学術大会長賞：数題

発表内容は理学療法への貢献性が認められる優秀な演題で、未発表であり、倫理コードに抵触しないもの。

(選考方法)

第5条 学術大会長賞は以下の選考方法で決定する。

(1) 査読者が、担当した演題の中から学術大会長賞の基準に該当する演題を評定する。

(2) 査読者または座長は事前に、学術大会事務局へ演題を提出する。

(3) 学術大会事務局は演題評定一覧を作成し、選考委員会に提出する。

(4) 選考委員会は、提出された推薦演題から、表彰に相応しいと思われる演題を選出する。

(5) 学術大会長は、選考委員会より選出された演題から、表彰に相応しいと思われる演題を決定する。

(6) 学術大会長は、結果を東海北陸ブロック理学療法士協議会に報告する。

(表彰)

第6条 表彰は、以下の通り行う。

(1) 学術大会長は、大会終了後速やかに学術大会長賞を発表し、次期学術大会期間中に表彰する。

(2) 当該学術大会賞受賞者の表彰式出席に関わる大会参加費は、次期大会が負担し参加費を免除する。ただし移動に関わる交通費は参加者負担とする。

規定の改廃

この規定を改廃・変更しようとするときは東海北陸ブロック理学療法士協議会理事会の承認を得なければならない。尚、原則として第33回学術大会までは変更はしない。

附則

1. この規定は、平成 23 年 1 月 29 日から施行する。
2. この規定は平成 25 年 1 月 26 日より一部改訂し施行する
(表彰の項及び規定の改廃について)
3. この規定は平成 26 年 6 月 7 日より一部改訂し施行する
(表彰の項及び規定の改廃について)

大会長表彰運用手順

1. 登録演題の査読の段階で、査読者が演題を評定する。

評定項目は 理学療法への貢献のウエイトが高く、その他に演題としての基本的な、妥当性、信頼性、論理性を評価する。例えば、

理学療法への貢献度	4
妥当性	2
信頼性	2
論理性	2

の様なウエイトで評定するような評価表を作成する。

それぞれの項目が何を意味するかを明確にして、段階付けは

- 【5段階】

優れている（4）、やや優れている（3）、どちらでもない（2）、
やや劣っている（1）、劣っている（0）

- 【3段階】

優れている（2）、どちらでもない（1）、劣っている（0）

等のチェック式の評定と、査読者のコメント を参考にする。

*報告の義務があり、選定の裏づけが必要になるので、印象だけでは説得力に 欠けるため、査読者のコメントを参考にする。

2. 学術大会事務局ではその一覧を作成し、設定された表彰項目ごとに数題の 演題がのこる様カットオフする。発表段階で審査するために妥当な演題数を選ぶ。

（新人発表、口述演題、ポスター演題の部等）

3. 該当演題の発表時に選定委員会委員は発表についての評定基準を策定し、複数にて演題を評定する。

（プレゼンテーションの方法、スライド・ポスターの内容、質疑応答の様子等）

4. 発表での評定、コメントを付加して検討し、その結果を大会長に報告し、大会長が決定する。（実質的に時間が取れない可能性があるので、事前に 候補が絞られていて、発表は確認程度になり、問題があればそれを大会長に 報告して変更を行うこともある。

5. 決定した際には、本人及び所属県士会に通知し、表彰式について案内する。

6. 後日、ブロック協議会に報告する。

学術大会運営についての申し合わせ事項

平成 25 年 1 月 26 日

1. 抄録集（プログラム）の作成

A4 版の冊子を作成し、所属会員に配布する。また、抄録文字数は原則 800 字程度とする。また、抄録本文内に倫理規定の配慮についての記載を行う。

2. 参加事前登録制度の利用

参加事前登録の実施を行うことを原則とするが、参加事前割引は実施しない。

3. 応募資格者について

演題応募資格は東海北陸ブロック理学療法士協議会に所属する会員とする。

4. 原則、第 33 回学術大会までは上記申し合わせの変更は行わない。尚、変更を行う場合には東海北陸ブロック協議会での合意が必要である

平成 24 年 11 月 10 日東海北陸ブロック協議会において全県士会長出席にて申し合わせを行った。